

27年度補正予算

▼一般会計補正予算(第5号)

各事務事業について決算見込み額に対する予算の過不足額を計上するとともに、国の補正予算による年金生活者等支援臨時福祉給付金に4千498万4千円、地方創生事業として奥四万十博負担金に1千196万9千円、国の補正予算によるマイナンバーへの対応経費として情報セキュリティ強化事業に1千100万円を計上。

地方交付税交付見込みにより、施設等整備基金に1億5千700万1千円を積立、歳入歳出9千200万円を増額し歳入歳出の総額を71億5千500万円とする。
(可決 全員一致)

▼国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

事業勘定で717万円を増額。直営診療施設勘定で31万2千円を減額。歳入歳出の総額を事業勘定9億8千468万6千円、直営診療施設勘定1億5千134万8千円とする。
(可決 全員一致)

▼介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出5万6千円を増額し、歳入歳出の総額を7億7千477万1千円とする。
(可決 全員一致)

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

事業費の確定等により8千188万8千円を減額し、歳入歳出の総額を3億2千381万2千円とする。
(可決 全員一致)

▼後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出32万3千円を増額し、歳入歳出の総額を8千884万4千円とする。
(可決 全員一致)

条例の制定・改正

▼津野町行政不服審査会条例の制定

行政不服審査法の改正に伴い、町に対して審査請求がなされた場合に、町長が諮問する第三者機関として「津野町行政不服審査会」の設置に関して必要な事項を定めるもの。
(可決 全員一致)

▼行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定

行政不服審査法の改正に伴い、法律番号の変更及び条項の追加や不服申し立ての制度が一元化されたため、関係条例の引用条項や関連用語等について所要の改正をするもの。
(可決 全員一致)

▼津野町行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続法の改正に伴い行政指導の中止等を求めることができる手続等が加わったため所要の改正をするもの。
(可決 全員一致)

▼津野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の改正により、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について所要の改正をするもの。
(可決 全員一致)

▼津野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育法の改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定され、また、地方公務員法等の改正に伴う関係条例の条ずれ、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い育児短時間勤務職員に関して新たに規定されたため所要の改正をするもの。
(可決 全員一致)

▼津野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い職員の育児休業について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、所要の改正をするもの。
(可決 全員一致)

▼津野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員災害補償法施行令の改正により、年金に乘じる調整率の変更となるため所要の改正をするもの。
(可決 全員一致)

▼津野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤勉手当に人事評価を反映させるため、評価期間について定めるものと、